

令和7年1月

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発 1227 第 2 号」および「保医発 1227 第 4 号」により、下記項目の一部変更および新設が通知され、令和 7 年 1 月 1 日より適用されることになりましたので、ご案内申し上げます。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬白

***** 記 *****

■保険収載内容が一部変更された項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
BRCA1/2遺伝子検査 (腫瘍細胞を検体とするもの)	20200 点	遺伝 100 点	「D006-1 8」BRCA 1/2遺伝 子検査の 「1」	(1) 「1」腫瘍細胞を検体とするものについては、初発の進行卵巣癌患者、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者又は転移性、再発若しくはHER2陰性の術後薬物療法の適応となる乳癌患者の腫瘍細胞を検体とし、次世代シーケンシングにより、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、BRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子の変異の評価を行った場合に限り算定する。 (2)・(3) (略)

■新規保険収載項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
マイコプラズマ・ジェニタリウム核酸及びマクロライド耐性変異同時検出	350 点	微生物 150 点	「D023」 微生物核酸 同定・定量 検査の 「12」	(1)~(38) (略) (39) マイコプラズマ・ジェニタリウム核酸及びマクロライド耐性変異同時検出は、以下のいずれかに該当する場合であって、リアルタイムPCR法により測定した場合に、本区分の「12」の腫トリコモナス及びマイコプラズマ・ジェニタリウム核酸同時検出の所定点数を準用して算定する。 ア マイコプラズマ・ジェニタリウム感染症を疑う患者に対して、治療法の選択を目的として行った場合。 イ マイコプラズマ・ジェニタリウム感染症の患者に対して、治療効果判定を目的として行った場合。
免疫染色（免疫抗体法） 病理組織標本作製 (p16タンパク)	720 点	病理 130 点	「N002」 免疫染色 (免疫抗体 法)病理組 織標本作製 の「1」	(1)~(10) (略) (11) p16タンパクは、子宮頸部上皮内腫瘍(CIN)が疑われる患者であって、HE染色で腫瘍性病変の鑑別が困難なものに対してHQRリンカーを用いて免疫染色病理標本作製を行った場合に、本区分の「1」エストロゲンレセプターを準用して算定する。

以上

25-0135